

令和5年度 飛島村スポーツ協会

# 総 会

日 時 令和6年4月27日(土)

午後7時00分より

場 所 中央公民館 3階 視聴覚室



# 令和5年度 飛島村スポーツ協会総会

## 1 開会のことば

## 2 会長あいさつ

## 3 議事

第1号議案 令和5年度事業報告について

第2号議案 令和5年度収支決算について  
(監査報告)

第3号議案 特別会計報告について

第4号議案 令和6年度役員(案)について

第5号議案 令和6年度事業計画(案)について

第6号議案 令和6年度収支予算(案)について

第7号議案 飛島村スポーツ協会細則等の一部改正について

## 4 来賓祝辞

## 5 閉会のことば

# 第1号議案

## 令和5年度事業報告

### 【主な事業】

月 日	事業名	会場	備考
5.24(水)	第1回役員会 第1回育成クラブ代表者会	中央公民館視聴覚室	
11.15(水)	第2回役員会	中央公民館視聴覚室	
1.24(水)	第3回役員会 第2回育成クラブ代表者会	中央公民館第1会議室	
2.3(土)	役員研修会	総合体育館1階スタジオ	
3.6(水)	第4回役員会	中央公民館視聴覚室	
4.27(土)	総会	中央公民館視聴覚室	

### 【村スポーツ大会】

月 日	各種競技種目	場所・会場	結果
5.21(日) 5.28(日)	軟式野球	東グラウンド	優 勝 カustomス 準優勝 MEIKAN
6.10(土)	グラウンドゴルフ	古政公園	優 勝 伊藤 しず子 準優勝 安井 栄子 第3位 塚松 一枝
6.18(日)	ソフトテニス	村民庭球場	・男子の部 優 勝 安田(凌)・(桜) 準優勝 山本・藤原 第3位 山田・綾部 ・女子の部 優 勝 小野・市野 準優勝 前田・吉田 第3位 市野・宮崎
6.25(日)	ビーチボール	総合体育館	・決 勝1・2位ブロック 優 勝 モルツ ・決 勝3・4位ブロック 優 勝 芋焼酎
3.31(日)	カローリング	総合体育館	優 勝 やろ〜りんぐ
4.16(日)	インディアカ	総合体育館	1コート優勝 H(アッシュ) 痴 2コート優勝 MIC 3コート優勝 羽根気打 赤 4コート優勝 凜 5コート優勝 羽根気打 6コート優勝 レジェンド
1.21(日) 1.28(日) 2.18(日)	サッカー	三福サッカー場	優 勝 弥富FC 準優勝 STC 3 位 SHAM

収入の部	2,864,919
支出の部	2,508,685
差引	356,234

収入の部

項目	説明	当初予算額	予算現額	調定額	収入済額	差引	内 訳
1	会費	164,700	164,700	155,700	155,700	△ 9,000	
	1 会費	164,700	164,700	155,700	155,700	△ 9,000	300円×519人
2	補助金	2,243,000	2,243,000	2,243,250	2,243,250	250	
	1 補助金	2,240,000	2,240,000	2,240,000	2,240,000	0	村補助金
	2 県スポーツ協会補助金	3,000	3,000	3,250	3,250	250	
3	寄付金	1,000	1,000	100,000	100,000	99,000	
	1 寄付金	1,000	1,000	100,000	100,000	99,000	共英製鋼寄付金
4	繰越金	347,965	347,965	347,965	347,965	0	
	1 繰越金	347,965	347,965	347,965	347,965	0	
5	繰入金	0	0	0	0	0	
	1 繰入金	0	0	0	0	0	
6	雑収入	16,335	16,335	18,004	18,004	1,669	
	1 諸収入	335	335	4	4	△ 331	預金利子
	2 参加費	16,000	16,000	18,000	18,000	2,000	
	合 計	2,773,000	2,773,000	2,864,919	2,864,919	91,919	

支出の部

項目	説明	当初予算額	予算流用額	予算現額	支出済額	不用額	内 訳
1	会議費	18,000	0	18,000	0	18,000	
	1 総会費	8,000	0	8,000	0	8,000	
	2 役員会費	10,000	0	10,000	0	10,000	
2	事務費	56,000	0	56,000	9,900	46,100	
	1 需用費	30,000	0	30,000	0	30,000	
	2 役務費	6,000	0	6,000	0	6,000	
	3 手数料	20,000	0	20,000	9,900	10,100	振込手数料
3	役員旅費	1,000	0	1,000	0	1,000	
	1 旅費	1,000	0	1,000	0	1,000	
4	事業費	2,274,000	0	2,274,000	2,120,545	153,455	
	1 活動助成費	1,667,000	0	1,667,000	1,667,000	0	助成団体(7団体)
	2 大会費	432,000	0	432,000	364,205	67,795	村スポーツ大会資材等
	3 講習会費	55,000	0	55,000	0	55,000	
	4 役員研修費	120,000	0	120,000	89,340	30,660	
	5 記念事業費	0	0	0	0	0	
5	負担金	15,000	0	15,000	15,000	0	
	1 県スポーツ協会	13,000	0	13,000	13,000	0	
	2 西尾張スポーツ協会	2,000	0	2,000	2,000	0	
6	交際費	200,000	0	200,000	205,000	△ 5,000	
	1 交際費	200,000	0	200,000	205,000	△ 5,000	全国大会奨励金、慶弔費
7	賃借料	109,000	0	109,000	108,240	760	
	1 賃借料	109,000	0	109,000	108,240	760	AED損料
8	予備費	50,000	0	50,000	0	50,000	
	1 予備費	50,000	0	50,000	0	50,000	
9	積立金	50,000	0	50,000	50,000	0	
	1 積立金	50,000	0	50,000	50,000	0	周年積立金
	合 計	2,773,000	0	2,773,000	2,508,685	264,315	

## 監 査 報 告

飛島村スポーツ協会  
会長 服部 道弘 様

令和5年度飛島村スポーツ協会歳入歳出決算見込額は、関係諸帳簿及び預金通帳を照合して審査した結果、計数は符合し、いずれも正確であることを確認した。

監査日 令和6年4月24日

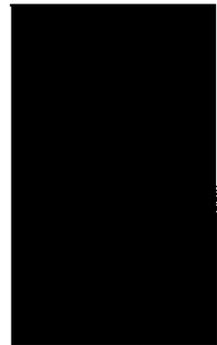
以上、監査の結果、報告のとおり相違ないことを認めます。

令和6年4月24日

飛島村スポーツ協会

監 事 伊藤 秀樹

監 事 渡邊 昇



※プライバシー保護のため、押印は消してあります。

## 特別会計報告

下記のとおり飛島村スポーツ協会記念事業積立金として、飛島村スポーツ協会特別会計にて積み立てるものとする。

記

## 積立報告書

令和6年3月31日現在

(単位 円)

年度	積立金(A)	利息(B)	払出額(C)	残高(A+B-C)
令和元年度	462,000	0	0	462,000
令和2年度	50,000	39	0	50,039
令和3年度	50,000	7	0	50,007
令和4年度	50,000	4	0	50,004
令和5年度	50,000	9	0	50,009
合計	662,000	59	0	662,059

## 【飛島村スポーツ協会記念事業積立金要領】

令和3年3月3日調製

### 1 積立金の名称

「飛島村スポーツ協会記念事業積立金」

### 2 積立の目的及び方法

積立にあたっては、今後予想される本協会周年記念事業に係る経費負担について、その事業規模から鑑み、単年度の一般会計予算の範囲内で賄うことは極めて困難であると考えられる。

しかし、近年の各自治体の財政状況の厳しい状況下においては、補助金の増額要求もままならない。そのため、本協会においても予算面において、何らかの対策を早めに講じる必要がある。

また、今後各種補助金の減額も有り得るので、毎年支出の縮減に努めながら、弾力的運用をするとともに、財政状況に鑑み、一般会計より繰り出し、計画的に積立を行い、適正に管理するものとする。

### 3 毎年総会に特別会計報告書を提出し、その積立状況を報告するものとする。

### 4 その他必要な事項は、別に定める。

(参考：これまでの経緯)

令和2年3月8日開催の役員会にて決定した事項

- ・30周年記念事業（令和11年度開催を予定）に向けて、20周年の事業規模を参考に、目標額912,000円を積立開始する。以降、毎年度5万円を積み立てる。
- ・令和元年度は、20周年記念事業費の残金及び、10万円を追加積立。

## 令和6年度役員(案)

任期 令和6年4月1日～令和7年3月31日

役 職	氏 名	所 属
顧 問	加 藤 光 彦	村 長
顧 問	岡 部 光 昭	前飛島村体育協会会長
参 与	萩 野 登 記 代	教育長
会 長	服 部 道 弘	バレーボール連盟
副 会 長	犬 飼 靖 司	サッカー協会
会 計	木 村 共 子	インディアカ協会
書 記	吉 田 菜 穂 美	ソフトテニス協会
監 事	伊 藤 秀 樹	カローリング協会
監 事	大 橋 ま す よ	グラウンドゴルフ協会
理 事	横 井 達 也	軟式野球連盟
理 事	正 木 尚 憲	陸上競技協会
理 事	木 全 宏 尚	スポーツ少年団(団長代表)
理 事	久 野 鉄 男	スポーツ少年団(指導者代表)
理 事	岡 田 俊 二	育成クラブ代表者(5団体)

※スポーツ推進委員会は、協力団体とする。

《構成団体》 連盟、協会 8団体  
 育成クラブ 5団体  
 (空手道、剣道、硬式テニス、水泳、バドミントン)  
 スポーツ少年団 4団体  
 (サッカー、テニス、ミニバスケットボール、剣道)

## 第5号議案

### 令和6年度事業計画（案）

#### 【主な事業】

月 日	事業名	会場	備考
5.22(水)	第1回役員会 第1回育成クラブ代表者会	中央公民館視聴覚室	
10.16(水)	第2回役員会	中央公民館視聴覚室	
1.15(水)	第3回役員会 第2回育成クラブ代表者会	中央公民館視聴覚室	
2月	役員研修視察	未定	
3.26(水)	第4回役員会	中央公民館視聴覚室	
4.26(土)	総会	中央公民館視聴覚室	

#### 【村スポーツ大会】

月 日	各種競技種目	場所・会場	備考
5.12(日) 5.19(日)	軟式野球	東グラウンド	
5月頃	グラウンドゴルフ	古政公園	
4.21(日)	インディアカ	総合体育館	
6.23(日)	ソフトテニス	村民庭球場	
6.30(日)	ビーチボール	総合体育館	
9.15(日)	カローリング	総合体育館	
1.19(日) 1.26(日) 2.16(日)	サッカー	三福サッカー場	

収入の部	3,031,942 円
支出の部	3,031,942 円
差引	0 円

## 収入の部

項 目	説 明	本年度予算	前年度予算	比較	内 訳
1	会費	155,700	164,700	△ 9,000	
1	会費	155,700	164,700	△ 9,000	300円×519人
2	補助金	2,503,000	2,243,000	260,000	
1	補助金	2,500,000	2,240,000	260,000	
2	県スポーツ協会補助金	3,000	3,000	0	
3	寄付金	1,000	1,000	0	
1	寄付金	1,000	1,000	0	
4	繰越金	356,234	347,965	8,269	
1	繰越金	356,234	347,965	8,269	令和5年度繰越金
5	繰入金	0	0	0	
1	繰入金	0	0	0	
6	雑収入	16,008	16,335	△ 327	
1	諸収入	8	335	△ 327	預金利息等
2	参加費	16,000	16,000	0	役員研修会会費(2,000円×8人)
	合 計	3,031,942	2,773,000	258,942	

## 支出の部

項 目	本年度予算	前年度予算	比較	内 訳	
1	会議費	18,000	18,000	0	
1	総会費	8,000	8,000	0	お茶代
2	役員会費	10,000	10,000	0	お茶代
2	事務費	56,000	56,000	0	
1	需用費	30,000	30,000	0	事務用品費・消耗品当
2	役務費	6,000	6,000	0	切手代
3	手数料	20,000	20,000	0	振込手数料
3	役員旅費	1,000	1,000	0	
1	旅費	1,000	1,000	0	大会派遣等
4	事業費	2,532,942	2,274,000	258,942	
1	活動助成費	1,867,000	1,667,000	200,000	助成団体(8団体)(※1団体増)
2	大会費	492,000	432,000	60,000	大会資材等(※普及活動費含む)
3	講習会費	55,000	55,000	0	
4	役員研修費	118,942	120,000	△ 1,058	役員研修会
5	記念事業費	0	0	0	
5	負担金	15,000	15,000	0	
1	県スポーツ協会	13,000	13,000	0	
2	西尾張スポーツ協会	2,000	2,000	0	
6	交際費	200,000	200,000	0	
1	交際費	200,000	200,000	0	全国出場激励金・慶弔費等
7	賃借料	109,000	109,000	0	
1	賃借料	109,000	109,000	0	AED損料
8	予備費	50,000	50,000	0	
1	予備費	50,000	50,000	0	
9	積立金	50,000	50,000	0	
1	積立金	50,000	50,000	0	創立30周年記念事業
	合 計	3,031,942	2,773,000	258,942	

飛島村スポーツ協会細則等の一部改正

飛島村スポーツ協会細則及び内規を別添の通り改正する。

令和6年4月27日提出

飛島村スポーツ協会 服部 道弘

提案理由

この案を提出するのは、スポーツ協会振興のため。

## 飛島村スポーツ協会細則(案)

- 第1条 本会に加盟する団体は、毎事業年度ごとに飛島村スポーツ協会団体登録申請書(様式1)を前年度の3月末日までに会長へ提出すること。
- 第2条 本会が加盟団体に対して交付する補助金は、飛島村スポーツ協会団体登録会員数(前年度各団体総会時)及び飛島村スポーツ協会団体加盟実績報告書(様式2)に基づき算出された額とする。
- 2 登録会員数及び実績報告書は1月末日までに会長に提出すること。
- 第3条 スポーツ協会費は、次のとおりとし、5月末日までに本会に納入すること。ただし、新規加盟の場合は、下記の年額会費を加盟時に納入するものとし、脱会する場合についての会費等は一切返金しない。
- 2 スポーツ協会費は、年額1名当たり300円とする。ただし、会員数については、各団体総会時の人数とする。
- 第4条 総会は、以下に示す団体の代表者で構成する。
- |             |   |    |
|-------------|---|----|
| (1) 連盟・協会   | 各 | 4名 |
| (2) 育成クラブ   | 各 | 2名 |
| (3) スポーツ少年団 | 各 | 2名 |
- 第5条 本会へは次の条件を満たす場合に加盟できるものとする。ただし、本会が特に認める団体は、この限りではない。
- (1) 村在住または在勤者で構成されていること。
- (2) 競技チームとして成立し得る人員を確保している団体であること。
- (3) 原則として、自主的な充実した活動内容を有している団体であること。
- (4) 本会の趣旨に賛同している団体であること。
- (5) 育成クラブは、教育委員会が承認した団体であること。
- (6) 団体内における会員は、原則小学生以上であること。  
但し、入会可否の判断は各連盟・協会の判断とする。
- (7) 団体の代表者は、18歳以上であること。
- 第6条 本会を脱会する場合は、脱会届(様式6)を役員会に提出すること。
- 第7条 本会の賞・罰ならびに弔慰規程は、別に定めることができる。
- 第8条 本細則は、役員会で改正することができる。

### 附 則

この細則は、平成11年4月1日から施行する。

### 附 則

この細則は、平成12年3月4日から施行する。

### 附 則

この細則は、平成31年4月1日から施行する。

### 附 則

この細則は、令和6年4月27日から施行する。

## 飛島村スポーツ協会会費・活動助成費に関する内規（案）

（趣旨）

第1条 飛島村スポーツ協会（以下「本会」という。）規約第7章に基づく会計に関し必要な事項を定めるものとする。

（会費）

第2条 本会に加盟する団体（以下「団体」とする。）は、次に掲げる会費を会費納入票（様式4）及び団体会員名簿（様式5）とともに5月末日までに納めること。

- ・スポーツ協会費 1人当たり 300円

（活動助成費）

第3条 各団体に、予算の範囲内で次に掲げる区分により算出した額を活動助成費として支給する。なお、各団体は1月末日までに、飛島村スポーツ協会加盟団体会員数及び実績報告書（様式2）を会長に提出すること。

（1）特別助成金

次に掲げる必要経費を合計した額を各団体の特別助成金とする。

ア 上部団体加盟費

愛知県及び西尾張、海部地区の上部団体加盟費の2分の1額

イ 記念事業費

各団体から、前年度の12月末日までに記念事業として申請され、本会役員会で承認された事業経費の2分の1額（10万円を上限とし、パーティー等の飲食に関わる経費は対象外とする。）

（2）一般助成金

次に掲げる額を合計し、配分率により算出した額を各団体の一般助成金とする。ただし、総額は助成金総額から特別助成金総額を差し引いた額とする。

ア 団体割額

会員数及び加盟チーム数による基礎額（表1、表2）を積算し、基準額を配分率により算出した額

表1 会員数による基礎額

会員数	基礎額
1～20	10,000円
21～40	20,000円
41～60	30,000円
61～80	40,000円
81～	50,000円

表2 加盟チーム数による基礎額

加盟チーム数	基礎額
1～10	40,000円
11～	50,000円

イ 大会割額

①主催主管大会費 1日当たり8,000円

対象となるのは、前年1月から12月に団体が主催または主管として実施した大会、講習会及び教室とする。ただし、野球リーグ戦は6日間、サッカーリーグ戦は2日間で算定する。また、大会は2日間を上限とし、全国大会補助金受給大会は除く。

②村外大会費 1人当たり500円

対象となる大会は、前年の1月～12月に団体が出場した村外大会（自

治体及びそれに準ずる団体等が主催し、開催要項等が完備されている大会)とする。対象人数は実参加者数とする。ただし、1チームの人数は各種目の基本的な試合登録者数を上限とする。(表3)

表3 種目別試合登録者数

種 目 名	試合登録者数
軟 式 野 球	20名
<del>ソフトボール</del>	<del>20名</del>
サッカー	16名
バレーボール	13名
<del>網 引</del>	<del>13名</del>
インディアカ	10名
グラウンドゴルフ	8名
カローリング	3名
ソフトテニス	2名
<u>陸上競技</u>	1名

ウ 会員割額 1人当たり700円(前年度各団体総会時の会員数)

- 2 活動助成費の申請については、助成金交付申請書(様式3)及び団体事業計画書、団体予算書を5月上旬に提出すること。本会事務局は、提出書類を審査し、適正と認定したときは助成金交付決定を申請者に通知する。申請者からの請求書を本会事務局が受理した後、団体の指定口座に助成金を振り込むものとする。
- 3 活動助成費の充当経費は、大会等の報償費、消耗品費及び食糧費及びその他会長が必要と認めるものとする。
- 4 活動助成費は、スポーツ協会予算内で支払うものとし、役員会で審議し決定する。

(内規の変更)

第4条 この内規は、役員会で審議し、変更することができる。

(雑則)

第5条 この内規に定めるもののほか、会費・活動助成費に関する必要事項は役員会がこれを定める。

附 則

この内規は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成12年2月2日から施行する。

附 則

この内規は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成31年4月1日から施行する。

附 則  
この内規は、令和6年4月27日から施行する。

# 規約等資料

# 飛島村スポーツ協会規約

## 第1章 総則

第1条 本会は、飛島村スポーツ協会（以下「本会」という。）と称する。

第2条 本会の事務局は、飛島村教育委員会に置く。

第3条 本会は、公益財団法人愛知県スポーツ協会に加盟する。

## 第2章 目的

第4条 本会は、飛島村におけるスポーツの普及と振興、スポーツ団体相互の連絡及びスポーツ愛好者の親睦を図り、スポーツを通して明るく健康な村づくりを目的とする。

## 第3章 事業

第5条 本会は、第4条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) スポーツ活動及びスポーツの指導奨励を図ること
- (2) 各種スポーツ大会、講習会を開催すること
- (3) スポーツ団体の強化発展と連絡融和を図ること
- (4) 県及び村の実施するスポーツに関する諸施策への協力をすること
- (5) その他、本会の目的達成に必要な事業を行うこと

## 第4章 組織

第6条 本会は、本会の目的及び事業に賛同する飛島村内に組織されている各種目別競技団体及びこれらに準ずる団体を以て構成する。

2 スポーツ推進委員会等のスポーツ関係諸団体を本会の協力団体とし、相互に協力を行うものとする。

第7条 本会への加盟及び加盟団体の脱会は役員会の承認を要する。

## 第5章 役員

第8条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名以内
- (3) 会計 1名
- (4) 書記 1名
- (5) 監事 2名
- (6) 理事 若干名

第9条 会長は、役員会において推挙し、総会で決定する。会長は、本会を代表し、会務を総理する。

第10条 副会長は、会長が委嘱する。副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代行する。

第11条 理事は、下記により選出し会務を掌理する。

- (1) 各種目別競技団体（連盟協会） 各1名
- (2) スポーツ協会育成クラブ 代表1名
- (3) スポーツ少年団 代表2名  
(団長代表1名・指導者代表1名)

第12条 会計、書記、監事は役員会において理事の互選とし、総会で決定する。

2 会計は、本会の経理を処理する。

3 書記は、本会の事務を処理する。

4 監事は、本会の会計を監査する。

第13条 本会に顧問・参与を置くことができる。

2 顧問は役員会の承認を得て、会長が委嘱し、会長の諮問に応ずる。

3 参与は、学識経験者ならびにスポーツに理解のある者を役員会の推薦によって会長が委嘱する。参与は、会長の要請により役員会に出席し指導と助言を与える。

第14条 役員任期は2年とする。但し再任を妨げない。

2 補欠による役員任期は、前任者の残任期間とする。

第15条 役員は、任期が満了しても後任者の就任するまで職務を行う。

#### 第6章 会議

第16条 会議は、総会、役員会とする。

2 総会は、年1回会長が招集し、次の事項を審議決定する。ただし、会長が必要と認めるときは、臨時に総会を開くことができる。

- (1) 規約の改正
- (2) 事業報告と決算の承認
- (3) 事業計画と予算の決定
- (4) その他の重要事項

3 役員会は、会長、副会長、会計、書記、監事、理事で構成し、会長が招集し議長となる。

4 役員会は、本会事業遂行上次の事項を審議する。

- (1) 事業計画及び事業報告に関する事
- (2) 規約の改正に関する事
- (3) 予算及び決算に関する事
- (4) 第7条に関する事
- (5) 役員選出に関する事
- (6) その他本会の運営に必要と認められる事項

第17条 会議は、3分の2以上の出席を以て成立する。ただし、委任状を以て出席とすることができる。会議の議決は出席者の過半数を以て決する。同数のときは議長がこれを決する。

#### 第7章 会計

第18条 本会の経費は、次に掲げるもので支弁する。

- (1) 会費
- (2) 補助金
- (3) 寄付金
- (4) その他の収入

第19条 本会の会計年度は、毎年4月に始まり翌年3月31日に終わり、各年度末に監事の審査に付し、併せて会計報告を行う。余剰金あるときは翌年度へ繰り越す。

#### 第8章 規約の改正

第20条 本会の規約は、総会において出席者の3分の2以上の同意を得、変更することができる。

2 本規約に定めなき事項については、役員会において審議し、総会において決定する。

#### 附 則

1 この規約は、平成11年4月1日から施行する。

- 2 飛島村体育協会規約（昭和37年4月1日）は廃止する。  
附 則
- 1 この規約は、平成31年4月1日から施行する。  
附 則
- 1 この規約は、令和2年4月1日から施行する。  
附 則
- 1 この規約は、令和3年4月1日から施行する。

## 飛島村スポーツ協会会費・活動助成費に関する内規

(趣旨)

第1条 飛島村スポーツ協会（以下「本会」という。）規約第7章に基づく会計に関し必要な事項を定めるものとする。

(会費)

第2条 本会に加盟する団体（以下「団体」とする。）は、次に掲げる会費を会費納入票（様式4）及び団体会員名簿（様式5）とともに5月末日までに納めること。

- ・スポーツ協会費 1人当たり 300円

(活動助成費)

第3条 各団体に、予算の範囲内で次に掲げる区分により算出した額を活動助成費として支給する。なお、各団体は1月末日までに、飛島村スポーツ協会加盟団体会員数及び実績報告書（様式2）を会長に提出すること。

(1) 特別助成金

次に掲げる必要経費を合計した額を各団体の特別助成金とする。

ア 上部団体加盟費

愛知県及び西尾張、海部地区の上部団体加盟費の2分の1額

イ 記念事業費

各団体から、前年度の12月末日までに記念事業として申請され、本会役員会で承認された事業経費の2分の1額（10万円を上限とし、パーティー等の飲食に関わる経費は対象外とする。）

(2) 一般助成金

次に掲げる額を合計し、配分率により算出した額を各団体の一般助成金とする。ただし、総額は助成金総額から特別助成金総額を差し引いた額とする。

ア 団体割額

会員数及び加盟チーム数による基礎額（表1、表2）を積算し、基準額を配分率により算出した額

表1 会員数による基礎額

会員数	基礎額
1～20	10,000円
21～40	20,000円
41～60	30,000円
61～80	40,000円
81～	50,000円

表2 加盟チーム数による基礎額

加盟チーム数	基礎額
1～10	40,000円
11～	50,000円

イ 大会割額

①主催主管大会費 1日当たり8,000円

対象となるのは、前年1月から12月に団体が主催または主管として実施した大会、講習会及び教室とする。ただし、野球リーグ戦は6日間、サッカーリーグ戦は2日間で算定する。また、大会は2日間を上限とし、全国大会補助金受給大会は除く。

②村外大会費 1人当たり500円

対象となる大会は、前年の1月～12月に団体が出場した村外大会（自

治体及びそれに準ずる団体等が主催し、開催要項等が完備されている大会)とする。対象人数は実参加者数とする。ただし、1チームの人数は各種目の基本的な試合登録者数を上限とする。(表3)

表3 種目別試合登録者数

種 目 名	試合登録者数
軟 式 野 球	20名
ソフトボール	20名
サッカー	16名
バレーボール (ビーチボールバレー)	13名 (7名)
綱引	13名
インディアカ	10名
グラウンドゴルフ	8名
カローリング	3名
ソフトテニス	2名

ウ 会員割額 1人当たり700円(前年度各団体総会時の会員数)

- 2 活動助成費の申請については、助成金交付申請書(様式3)及び団体事業計画書、団体予算書を5月上旬に提出すること。本会事務局は、提出書類を審査し、適正と認定したときは助成金交付決定を申請者に通知する。申請者からの請求書を本会事務局が受理した後、団体の指定口座に助成金を振り込むものとする。
- 3 活動助成費の充当経費は、大会等の報償費、消耗品費及び食糧費及びその他会長が必要と認めるものとする。
- 4 活動助成費は、スポーツ協会予算内で支払うものとし、役員会で審議し決定する。

(内規の変更)

第4条 この内規は、役員会で審議し、変更することができる。

(雑則)

第5条 この内規に定めるもののほか、会費・活動助成費に関する必要事項は役員会がこれを定める。

附 則

この内規は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成12年2月2日から施行する。

附 則

この内規は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、令和2年4月1日から施行する。

## 飛島村スポーツ協会細則

- 第1条 本会に加盟する団体は、毎事業年度ごとに飛島村スポーツ協会団体登録申請書（様式1）を前年度の3月末日までに会長へ提出すること。
- 第2条 本会が加盟団体に対して交付する補助金は、飛島村スポーツ協会団体登録会員数（前年度各団体総会時）及び飛島村スポーツ協会団体加盟実績報告書（様式2）に基づき算出された額とする。
- 2 登録会員数及び実績報告書は1月末日までに会長に提出すること。
- 第3条 スポーツ協会費は、次のとおりとし、5月末日までに本会に納入すること。ただし、新規加盟の場合は、下記の年額会費を加盟時に納入するものとし、脱会する場合についての会費等は一切返金しない。
- 2 スポーツ協会費は、年額1名当たり300円とする。ただし、会員数については、各団体総会時の人数とする。
- 第4条 総会は、以下に示す団体の代表者で構成する。
- |             |   |    |
|-------------|---|----|
| (1) 連盟・協会   | 各 | 4名 |
| (2) 育成クラブ   | 各 | 2名 |
| (3) スポーツ少年団 | 各 | 2名 |
- 第5条 本会へは次の条件を満たす場合に加盟できるものとする。ただし、本会が特に認める団体は、この限りではない。
- (1) 村在住または在勤者で構成されていること。
  - (2) 競技チームとして成立し得る人員を確保している団体であること。
  - (3) 原則として、自主的な充実した活動内容を有している団体であること。
  - (4) 本会の趣旨に賛同している団体であること。
  - (5) 育成クラブは、教育委員会が承認した団体であること。
- 第6条 本会を脱会する場合は、脱会届（様式6）を役員会に提出すること。
- 第7条 本会の賞・罰ならびに弔慰規程は、別に定めることができる。
- 第8条 本細則は、役員会で改正することができる。

### 附 則

この細則は、平成11年4月1日から施行する。

### 附 則

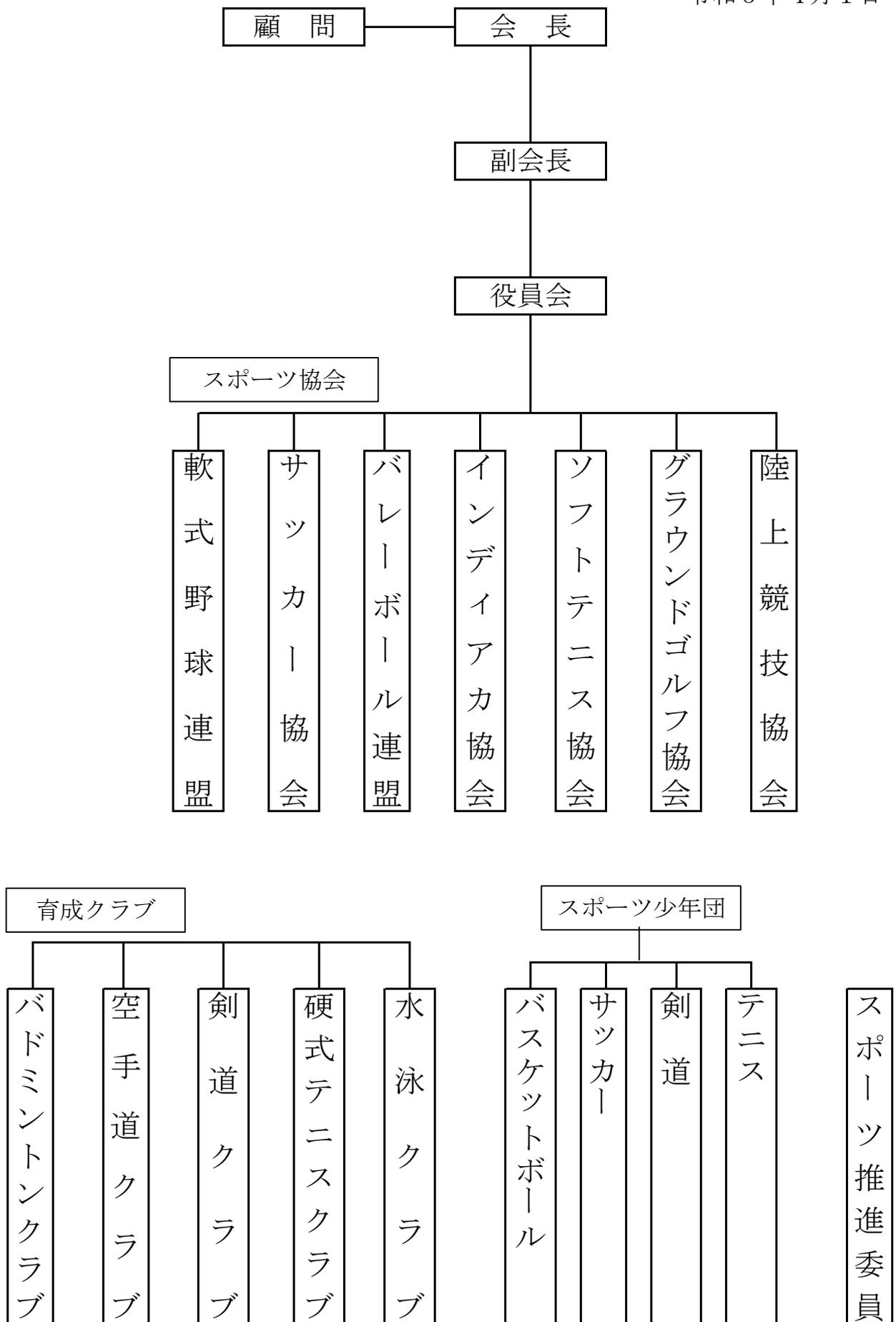
この細則は、平成12年3月4日から施行する。

### 附 則

この細則は、平成31年4月1日から施行する。

# 飛島村スポーツ協会組織図

令和6年4月1日～



みんなでスポーツを！  
SPORTS FOR ALL

# 飛島村スポーツ協会

〒490-1436 愛知県海部郡飛島村竹之郷三丁目1番地  
(飛島村中央公民館内生涯教育課)

電話 〈0567〉52-3351

FAX 〈0567〉52-2155

[最新の活動情報](#)はホームページをご覧ください→

